

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部  
を改正する訓令の制定について

## 教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令

教員特殊業務手当の支給に関する規程（平成20年川崎市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び（5）」を削り、「2時間以上」を「1時間以上」に改め、同項に次の1号を加える。

（4）規則別表教員特殊業務手当（5）の項に規定する業務 週休日若しくは条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が2時間以上に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で2時間以上に及ぶもの

第2条第2項第3号中「等で教育委員会が認めるもの」を「その他これらに類するもの」に改める。

第3条第1号ア中「6時間以上」を「4時間以上」に、「7, 500円」を「8, 000円（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された非常災害時における生徒、児童若しくは幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事した場合は16, 000円）」に改め、同号イ中「6時間未満」を「4時間未満」に、「1, 100円」を「4, 000円」に改め、同条第2号ア中「6時間以上」を「4時間以上」に、「7, 000円」を「8, 000円」に改め、同号イ中「6時間未満」を「4時間未満」に、「900円」を「4, 000円」に改める。

## 附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

## 制 定 理 由

教員特殊業務手当の額を改定すること等のため、この訓令を制定するものである。

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

改正後	改正前
第1条 略 (支給内容)	第1条 略 (支給内容)
第2条 規則別表支給を受ける者の欄に規定する当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項に規定する業務 週休日若しくは川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。)第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が <u>1時間以上</u> に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で <u>1時間以上</u> に及ぶもの (2) 規則別表教員特殊業務手当(2)及び(3)の項に規定する業務 当該業務に従事した日において、業務に従事した時間が8時間程度に及ぶもの (3) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に規定する業務 週休日若しくは条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が1時間以上(高等学校に勤務する者にあっては2時間以上。以下この号において同じ。)に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で1時間以上に及ぶもの (4) 規則別表教員特殊業務手当(5)の項に規定する業務 週休日若しくは条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が <u>2時間以上</u> に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で <u>2時間以上</u> に及ぶもの 2 規則別表教員特殊業務手当(2)の項支給を受ける者の欄に規定する修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、及び実施するものに限る。)のうち教育委員会が定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) 学校行事として行う修学旅行及び遠足	第2条 規則別表支給を受ける者の欄に規定する当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 規則別表教員特殊業務手当(1)及び(5)の項に規定する業務 週休日若しくは川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。)第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が <u>2時間以上</u> に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で <u>2時間以上</u> に及ぶもの (2) 規則別表教員特殊業務手当(2)及び(3)の項に規定する業務 当該業務に従事した日において、業務に従事した時間が8時間程度に及ぶもの (3) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に規定する業務 週休日若しくは条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が1時間以上(高等学校に勤務する者にあっては2時間以上。以下この号において同じ。)に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で1時間以上に及ぶもの 2 規則別表教員特殊業務手当(2)の項支給を受ける者の欄に規定する修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、及び実施するものに限る。)のうち教育委員会が定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) 学校行事として行う修学旅行及び遠足

改正後	改正前
(2) 林間学校及び臨海学校 (3) スキー学校、移動教室 <u>その他これらに類するもの</u> 3 規則別表教員特殊業務手当(3)の項支給を受ける者の欄に規定する対外運動競技等のうち教育委員会が定めるものは、国若しくは地方公共団体の開催する対外運動競技会等又は市以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催する対外運動競技会等であって、当該競技会等への参加が学校教育活動として行われるもの（前項に規定するものを除く。）とする。 (支給額) 第3条 規則別表教員特殊業務手当(1)から(5)までの各項額の欄に規定する当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ教育委員会が定める額は、次に掲げる額とする。	(2) 林間学校及び臨海学校 (3) スキー学校、移動教室 <u>等で教育委員会が認めるもの</u> 3 規則別表教員特殊業務手当(3)の項支給を受ける者の欄に規定する対外運動競技等のうち教育委員会が定めるものは、国若しくは地方公共団体の開催する対外運動競技会等又は市以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催する対外運動競技会等であって、当該競技会等への参加が学校教育活動として行われるもの（前項に規定するものを除く。）とする。 (支給額) 第3条 規則別表教員特殊業務手当(1)から(5)までの各項額の欄に規定する当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ教育委員会が定める額は、次に掲げる額とする。
(1) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄アの業務 ア 業務に従事した時間が <u>4時間以上</u> であるとき。 <u>8,000円</u> （災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された非常災害時における生徒、児童若しくは幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事した場合は <u>16,000円</u> イ 業務に従事した時間が <u>4時間未満</u> であるとき。 <u>4,000円</u>	(1) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄アの業務 ア 業務に従事した時間が <u>6時間以上</u> であるとき。 <u>7,500円</u> イ 業務に従事した時間が <u>6時間未満</u> であるとき。 <u>1,100円</u>
(2) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄イ及びウの業務 ア 業務に従事した時間が <u>4時間以上</u> であるとき。 <u>8,000円</u> イ 業務に従事した時間が <u>4時間未満</u> であるとき。 <u>4,000円</u>	(2) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄イ及びウの業務 ア 業務に従事した時間が <u>6時間以上</u> であるとき。 <u>7,000円</u> イ 業務に従事した時間が <u>6時間未満</u> であるとき。 <u>900円</u>
(3)～(6) 略	(3)～(6) 略

○川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則

平成20年3月31日規則第21号

別表（抜粋）※改正後（令和8年1月1日改正施行予定）

種類	業務	支給を受ける者	額
教員特殊業務手当	(1) 条例第15条第1項第1号に掲げる業務	川崎市立学校（川崎市立看護大学を除く。以下「市立学校」という。）の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した者 市立学校の主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手（以下「教諭等」という。） ア　非常災害時における生徒、児童又は幼児（以下「生徒等」という。）の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 イ　生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ　生徒等に対する緊急の補導の業務	従事した日1日につき350円から8,000円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会が定めるものに限る。）の際に、生徒等の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事した場合は、16,000円）までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額
	(2) 条例第15条第1項	修学旅行、林間学校、臨海学校等（市立学校が計画し、	従事した日1日につき350円から8,000円までの範囲内で、当該業

	第2号に掲げる業務	及び実施するものに限る。)のうち教育委員会が定めるものにおいて生徒等を引率して行う指導の業務(当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。)に従事した市立学校の教諭等	務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額
(3)	条例第15条第1項第3号に掲げる業務	対外運動競技等のうち教育委員会が定めるものにおいて生徒等を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの又は週休日若しくは川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)第10条第1項に規定する休日等に行うもの(当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。)に従事した市立学校の教諭等	従事した日1日につき350円から8,000円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額
(4)	条例第15条第1項第4号に掲げる業	市立学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)又は	従事した日1日につき350円から8,000円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額

		務	学校行事として行われる保健及び安全的行事における生徒等に対する指導の業務（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した市立学校の教諭等	員会が定める額
(5)	条例第15条第1項第5号に掲げる業務	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の教諭等	従事した日1日につき350円から8,000円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額	